



長野県報

8月4日(木)
平成28年
(2016年)
第2797号

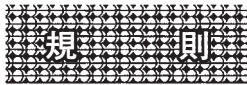
目次

規則

長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則(山岳高原観光課) 1

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(4件)(県民協働課) 1
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(3件)(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室) 2
- 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課) 4
- 開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課) 5
- 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 5
- 開発行為に関する工事の完了(3件)(都市・まちづくり課) 5
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(4件)(建築住宅課) 6
- 平成29年度長野県立高等学校実習助手採用選考の実施(高校教育課) 7



長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第40号

長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則

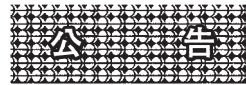
長野県登山安全条例施行規則(平成27年長野県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「とする」を「及び特定非営利活動法人北アルプスブロードバンドネットワークとする」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山岳高原観光課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野ウェルネス大学
- 3 代表者の氏名
寺沢 宏次
- 4 主たる事務所の所在地
長野市西長野6のロ
- 5 定款に記載された目的

この法人は、幼児から中高年者に対して、スポーツ・スタディー・コミュニケーションを交えた運動療法と栄養処方に関する健康づくり事業を行い、人が健康で潤いが持て、生き甲斐を実感できる社会に寄与していくことを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人にゅうらいふ
- 3 代表者の氏名
仁科 行雄
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字長野桜枝町1168番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、精神に係わる障害者及び社会的不適応が認められる対象者に対して、生活支援、相談支援、就労支援、社会参加、及び自立の促進に関する事業を行い、もって当該対象者の生活や生き甲斐等の質を向上させることを目的とする。
2 この法人は知的障害者及び身体障害者等障害者に対して、生活支援、相談支援、就労支援、社会参加、及び自立の促進に関する事業を行い、もって当該対象者の生活や生き甲斐等の質を向上させることを目的とする。
3 この法人は高齢者に対して、介護、機能回復、相談支援及び生活支援等、高齢者福祉事業の社会的な発展に寄与することを目的とする。
4 この法人は諸種の事由により支援が必要な乳幼児及び就学期児童に対して、生活支援、養育支援、教育等支援等の促進に関する事業を行い、もって当該乳幼児及び就学期児童の保護養教育福祉事業の発展に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人麻績シルバー人材センター
- 3 代表者の氏名
宮下 邦昭
- 4 主たる事務所の所在地
東筑摩郡麻績村麻8466番地3
- 5 定款に記載された目的
高齢者（概ね60歳以上）が、長年培った知識や経験を活かして地域住民の日常生活等にかかわる支援や仕事などをつうじて、また民間の企業や公共機関等の要請に応え、高齢者の生きがいと、

住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グループホーム夢ハウス城山の会
- 3 代表者の氏名
五郎丸 道人
- 4 主たる事務所の所在地
松本市中山2057-17
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者等住民に対し、グループホーム等を開設し、その運営を行い、自立及び生活の質の向上を援助するとともに、広く精神医療、保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ小諸御影
小諸市御影新田2597-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
リコーリース株式会社
東京都江東区東雲1-7-12
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) 小諸御影新田複合店舗
(変更後) アクロスプラザ小諸御影
(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
松石 秀隆	瀬川 大介

- 4 変更した年月日

- (1) 平成27年9月18日
- (2) 平成28年6月15日
- 5 届出年月日
 - (1) 平成27年12月24日
 - (2) 平成28年7月15日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年8月4日から平成28年12月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
小松屋プラザ
佐久市中込3211-5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社小松屋
佐久市中込3212-1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) 小松屋プラザツルヤ中込原店
(変更後) 小松屋プラザ
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20
(株)ローヤルカラー	澤田 廣	東京都豊島区長崎1-10-8

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町2-1-20

- 4 変更した年月日
平成28年4月1日
- 5 届出年月日
平成28年4月5日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年8月4日から平成28年12月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ軽井沢店
軽井沢町大字長倉字青柳2707ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)ほしまん	星野 和寛	佐久市猿久保785-10
(株)プラザクリエイト	大島 康広	東京都千代田区5番町1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツモトキョシ甲信越販売	西野 利昭	岡谷市赤羽1-4-18
(株)プラザクリエイトストアーズ	大島 康広	東京都中央区晴海1-8-10

- 4 変更した年月日
平成28年7月7日

- 5 届出年月日
平成28年6月22日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年8月4日から平成28年12月5日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日

付け12産振第137号)様式第8号による。

- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県佐久地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年法律第101号)第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成28年8月4日

長野県知事 阿部 守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
株式会社リュードヴァン	東御市祢津405	東御市祢津字練沢1403-1ほか21筆
農事組合法人塩之目	茅野市豊平5841-1	茅野市豊平字柳田28540ほか4筆
伊藤 俊成	伊那市高遠町長藤黒沢5465	伊那市高遠町藤沢5091ほか36筆
農事組合法人ゆいにしはる	伊那市西春近5146-6	伊那市西春近3705
中平 正直	下伊那郡高森町山吹5177-3	下伊那郡松川町元大島4114-2ほか1筆
矢澤 克朗	下伊那郡松川町上片桐3577-1	下伊那郡松川町上片桐4480-3
かぶちゃんファーム株式会社	飯田市川路7592-1	下伊那郡高森町山吹8568-1
農事組合法人小赤営農	松本市大字寿小赤1179-2	松本市大字寿小赤2223ほか1筆
原澤 弘樹	松本市大字島立3234-5	松本市大字島立4030-1
株式会社おひさまファーム	松本市大字島立2737	松本市大字島立2211
農事組合法人内田営農	松本市大字内田2195-2	松本市大字内田字并松2869-5ほか2筆
有限会社神村	松本市大字笹賀2980	松本市大字笹賀4098ほか1筆
浅野 毅	松本市大字島立661	松本市大字島立4180ほか2筆
北野 弘人	松本市大字島立1831-1	松本市大字島立95ほか1筆
太田 洋道	松本市波田714	松本市大字島立3054ほか1筆
塩原 恵市	松本市大字神林642	松本市大字神林字石京塚7167ほか2筆
森崎 敬介	松本市神田1-22-7	松本市神田3-382
アルプス運輸建設株式会社	松本市大字神林3864-7	東筑摩郡筑北村坂北字竹原1071ほか2筆
株式会社大地	大町市常盤3828-24	大町市常盤字原村2477-1ほか22筆

有限会社永田バイオ研究所	須坂市墨坂南1-3-7	須坂市大字八町字前山2387-1ほか6筆
金井 弘	須坂市大字井上3081-2	須坂市大字井上字十九ヶ埜191ほか6筆
竹村 栄治	埴科郡坂城町大字網掛3123	千曲市大字力石字中河原1079
小林 豊	千曲市大字森724-1	千曲市大字倉科字満ん上171
株式会社AFT	千曲市大字若宮470	千曲市大字八幡字十一人6421ほか10筆
株式会社落影農場	上水内郡信濃町大字穂波1222-1	上水内郡信濃町大字穂波字穂波499ほか16筆
農事組合法人野尻湖ふるさと農園	上水内郡信濃町大字野尻898-4	上水内郡信濃町大字野尻字小丸山1272-1ほか6筆
竹内 康祐	中野市大字江部234	中野市大字江部字南200-5ほか5筆
堀内 豪	中野市大字片塩30	中野市大字七瀬字前田18-1
塩野谷 拓	中野市大字深沢26	中野市大字深沢字梅久保956-1ほか1筆
株式会社農業開発	中野市大字竹原141	中野市大字竹原字中川原670ほか2筆

2 農用地利用配分計画を認可した日
平成28年8月4日

農村振興課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成28年8月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 許可番号
平成28年7月8日 長野県指令27都第100-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字発地字大平850番1、850番2、850番3、851番1の内、851番2、852番1の内、852番6、853番4、853番5、853番5先、853番6、854番4、855番2、855番2先、855番4、863番1、863番1先、864番1、864番1先、864番2、864番4、866番1、866番2、866番8、866番12、867番2、870番の内、871番の内、872番の内、874番の内、875番1、875番1先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区赤坂三丁目10番9号
株式会社リポワール 代表取締役 安野 清

都市・まちづくり課

公告

塩尻市田川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。
平成28年8月4日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤明

理事

都市・まちづくり課

新任

氏名 住所
竹原 均 塩尻市大字棧敷349番地

退任

氏名 住所
赤津 望 塩尻市大字棧敷412番地

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
平成28年8月4日

長野県北信地方事務所長 高田 真由美

- 1 許可番号
平成28年7月12日 長野県北信地方事務所指令28北信地建第14-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
中野市大字三ツ和字柳下1379-1、1380-1、1381-1、1382-1、1383-1、1384-1、1385-1、1386-1、1387-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中野市大字三ツ和1558-1
有限会社荻原きのご園 代表取締役 荻原 勉

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年8月4日

長野県北信地方事務所長 高田 真由美

1 許可番号

平成28年7月12日 長野県北信地方事務所指令28北信地建第14-3号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字三ツ和字柳下1393-1、1393-2、1393-3、1394-1、1395-1、1396-1、1396-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字三ツ和1479

有限会社佐藤さこの園 代表取締役 佐藤 重行

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年8月4日

長野県北信地方事務所長 高田 真由美

1 許可番号

平成28年7月12日 長野県北信地方事務所指令28北信地建第14-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

中野市大字三ツ和字新田1432-2、1433-1、1433-2、1433-3、1434-1、1434-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中野市大字三ツ和1561

有限会社大熊えのき 代表取締役 池田 博

都市・まちづくり課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年8月4日

長野県諏訪地方事務所長 浅井 秋彦

1(1) 指定番号 諏訪第1013号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成28年6月22日

(4) 指定道路の位置 茅野市泉野字寺畑深山7519-1

(5) 指定道路の延長 47.55メートル

(6) 指定道路の幅員 6.29~6.30メートル

2(1) 指定番号 諏訪第1014号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成28年7月4日

(4) 指定道路の位置 諏訪郡下諏訪町字大橋前7-4

(5) 指定道路の延長 29.01メートル

(6) 指定道路の幅員 4.01メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年8月4日

長野県下伊那地方事務所長 山本 智章

1 指定番号 下伊那第312号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成28年7月5日

4 指定道路の位置 下伊那郡高森町下市田2657-3

5 指定道路の延長 23.74メートル

6 指定道路の幅員 4.53メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年8月4日

長野県松本地方事務所長 吉川 篤明

1 指定番号 松本第325号

2 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

3 指定の年月日 平成28年7月19日

4 指定道路の位置 安曇野市穂高柏原1699-1

5 指定道路の延長 35.00メートル

6 指定道路の幅員 4.80メートル

建築住宅課

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定しました。

平成28年8月4日

長野県長野地方事務所長 塩谷 幸隆

1(1) 指定番号 長野第842号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

(3) 指定の年月日 平成28年6月24日

(4) 指定道路の位置 千曲市大字磯部字猪ノ島586-1

(5) 指定道路の延長 34.80メートル

(6) 指定道路の幅員 4.31メートル

2(1) 指定番号 長野第843号

(2) 指定道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

- (3) 指定の年月日 平成28年7月1日
- (4) 指定道路の位置 千曲市大字内川字押堀1221-9、1226-9、1228-4
- (5) 指定道路の延長 41.81メートル 4.88メートル
- (6) 指定道路の幅員 6.00メートル 4.79メートル

建築住宅課

公告

平成29年度長野県立高等学校実習助手採用のための選考を次のとおり行います。

平成28年8月4日

長野県教育委員会

1 採用予定の実習助手の種別・選考区分・人員

種 別	選考区分	人 員
農業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	
工業の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	
理科の実験・実習を主とする実習助手	一般選考	若干名
	若年者選考	

2 申込資格

次の資格を有する者であることとします。

- (1) 一般選考 昭和32年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者（平成29年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）

若年者選考 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業以上の学歴を有する者（平成29年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者を含む。）

- (2) 次のいずれかに該当する者は、選考を受けることができません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 長野県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行日（昭和22年5月3日）以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び提出先

- (1) 受付期間

平成28年8月25日（木）から9月2日（金）まで（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで）とします。ただし、土曜日、日曜日及び休日は除きます。

なお、郵送による場合は、9月2日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

- (2) 手続

ア 提出するもの

4の申込書類

イ 提出先

郵便番号 380-8570

長野県教育委員会事務局高校教育課

電話番号 026-232-0111 内線4366

所在地 長野市大字南長野字幅下692の2

（封筒の表に「実習助手採用選考申込書在中」と朱書してください。）

4 申込書類

- (1) 採用選考申込書（長野県教育委員会が交付するもの）
- (2) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 最終学校における学業成績証明書（親展扱いとすることとします。）
- (4) 受験票（長野県教育委員会が交付するもの）
- (5) 返信用の封筒（長形3号<縦23.5センチメートル×横12.0センチメートルの大きさのもの>を用い、あて先及び氏名を明記し、92円切手をはったもの）
- (6) 最終学校における就職者用調査書（平成29年3月31日までに高等学校を卒業する見込みの者に限り提出することとします。この書類を提出する場合にあっては、(2)及び(3)の書類の提出は不要です。親展扱いとすることとします。）

5 選考

選考は、次の要領で行います。（一般選考、若年者選考共通）

選考順序	期 日	会 場	対 象 者	選考内容及び方法	備 考
第1次選考	平成28年9月22日（木）	長野県庁	志願者全員	書類審査 筆記試験 ・一般教養 ・小論文	試験の時間等は受付期間終了後本人に通知します。
第2次選考	平成28年10月31日（月）	長野県庁	第1次選考合格者	面接	詳細は第1次選考合格者に通知します。

6 選考結果の通知

- (1) 通知の時期

第1次選考の結果は10月中旬、第2次選考の結果は11月下旬に通知します。

- (2) 通知等の方法

ア 第1次選考結果

(7) 合否並びに不合格に係る総合評価、小論文の段階別評価並びに一般教養の得点及び平均点を郵送で通知します。

(4) 合格者の受験番号を長野県教育委員会ホームページに掲載します。

(9) 第1次選考合格者の結果については、第2次選考結果に合わせて郵送で通知します。

イ 第2次選考結果

合否及び総合評価の段階別評価を郵送にて通知します。

7 その他

- (1) 採用選考申込書及び受験票の用紙は、長野県教育委員会事務局高校教育課（県庁8階）で交付します。郵便により請求する場合は、封筒の表に「高校実習助手採用選考申込用紙請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒角形2号（縦33.2センチメートル×横24.0センチメートル）を同封し

てください。

なお、長野県教育委員会のホームページからダウンロードすることもできます。

- (2) 第1次選考結果及び第2次選考結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。ただし、第1次選考合格者は、第2次選考結果通知後に開示請求ができるものとします。

ア 開示する期間

選考結果通知日から1年間

イ 開示を行う場所

長野県教育委員会事務局高校教育課（県庁8階）

ウ 必要書類

運転免許証、学生証等本人であることを証明できるものを持参してください。

- (3) 提出された書類は、一切返却しません。

- (4) 第1次選考の一般教養の問題用紙は、持ち帰りができます。

- (5) この選考の実施に際して収集する個人情報は、この選考のために必要な範囲でのみ利用します。

高校教育課